



管理コード	要請事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的な内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
040070	歳計外現金の取扱いの拡大	地方自治法第235条の4第2項、地方自治法施行令第168条の7	<p>◆地方自治法(昭和二十二年四月十七日法律第六十七号)(抄)(現金及び有価証券の保管)</p> <p>第二百三十五條の四 普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金(以下「歳計現金」という。)は、政令の定めるところにより、最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。</p> <p>2 債権の担保として徴するものほか、普通地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は、法律又は政令の規定によるものでなければ、これを保管することができる。</p> <p>3 法律又は契約に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体が保管する前項の現金(以下「歳入歳出外現金」という。)には、料子を付さない。</p> <p>◆地方自治法施行令(昭和二十二年五月三日政令第十六号)(抄)(歳入歳出外現金及び保管有価証券)</p> <p>第四百六十八條の七 会計管理者は、普通地方公共団体が債権として債権者に属する権利を代位して行うことにより受領すべき現金又は有価証券その他の現金又は有価証券を総務省令で定めるものを保管することができる。</p> <p>2 会計管理者は、普通地方公共団体の長の通知があれば、歳入歳出外現金又は普通地方公共団体が保管する有価証券で当該普通地方公共団体の所有に属しないもの納付をすることができる。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、歳入歳出外現金の納付及び保管は、歳計現金の納付及び保管の例により、これを行なわなければならない。</p>	市民が共同して実施する取組事業について、配分前の収入を歳計外現金として一時保管し、確定後に駐車場会計予算へ収入となる取扱いする。また、配分確定後に会計予算に収入とすることを可能にする。	本市中心市街地活性化区域内の集客向上のため、民間事業者との協働で市営駐車場と民間駐車場の共通駐車券を発行し、利用者の利便性向上を図っている。その収入は毎月末の各駐車場利用実績により、民間と市に配分する。配分前の収入は歳計外現金として一時保管し、確定後に駐車場会計予算へ収入となる取扱いする。また、配分確定後に会計予算に収入とすることを可能にする。民間事業者との協働事業において円滑に事業の拡大を進め、今後、市営の博物館と民間の映画館との共通利用券の販売事業などを展開していきたい。また、会計予算に他の収入が歳入されないため、実質的な経営状況が把握でき、適正な監理ができる。	C	-	「地方公共団体が無制限にその所有に属しない現金を保管することは責任の所在を不明確にする」とありますが、当該団体の所有に属しない現金については、債権の担保として徴するもの、あるいは、法律又は政令の規定に基づき保管する現金以外のものについては、認められない。	右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	<p>「無制限にその所有に属しない現金を保管することは責任の所在を不明確にする」とありますが、今回の提案した歳計外現金の取扱いは無制限ではなく、官民の共同事業による収入に限るものです。また、「地方公共団体が任意に保管可能な現金の範囲を定める」とありますが、今回の提案のように共同事業に限って、歳計外現金の範囲として認定していただくことで「任意」とはしないと考えます。</p> <p>また、歳計外現金の保管に際しては、現行の出納システムでも入金時には、入金日ごと、項目ごとに個々の入金を確認しており、出金時には、対象となる金額のみを出金しているため、責任の所在が不明確になることはありません。</p> <p>また、出納システム上、入出金の管理が厳格化されており、毎月実施している出納監査で、歳計外現金の現状監査を行っていますので、現金の亡失等は無いと考えます。今回提案している歳計外現金はあくまでも一時預かり金ですので、毎月の実績に基づく按分結果により、歳計現金への取扱いを実施することで清算を行います。</p> <p>上記のことを踏まえ、官民共同事業に限定した歳計外現金の範囲の拡大について再検討いたします。</p>	C	-	歳計外現金の保管制度は、地方公共団体が責任をもって当該地方公共団体の所有に属さない現金の保管に当たると認められ、保管できるものを限定して規定している。総計予算主義の原則の下、法定の財務手続きの中で予算上の統制をもってなされるべきであることから、歳計外現金を個別の団体における施策の便宜上のみならず個々の事例に応じて拡大することは想定していない。	1 0 2 7 0 1 0	藤枝市	静岡県	総務省	
040080	地方独立行政法人法における、公立大学法人の業務範囲の拡大	地方独立行政法人法(平成15年法律第110号)第21条第2号及び第70条	公立大学法人においては、地方独立行政法人法第43条および第70条により、その業務が大学及び高等専門学校施設の設置及び管理のみに制限されており、また業務上の余裕金の運用が禁止されている。より積極的に研究成果の活用を通じた社会貢献を行うとともに、技術に関する研究成果を活用した外部資金の獲得による自律的運営に道筋を立てるため、地方自治体においてその必要性が認められ、総務大臣並びに文部科学大臣の認可を得た場合にあっては、当該法人の研究成果を用い行われる事業を行うものへの出資を可能とすることを求める。	実施内容:大阪府で検討されている、大阪駅北側のナレッジキャピタルにおいて、本学は抗疲・癒し、健康科学研究を中心とした施設運営を計画している。この中で活動内容は、本学が持つ知識、技術、研究成果を用いた産業界等との連携による新ビジネス構築とその発展であり、産学官連携研究拠点としての共同研究、受託研究、受託事業等の受注活動の場であるのみでなく、本学の研究から発生した抗疲・癒し、健康科学研究に関する技術(たとえば疲勞後検査技術、健康関連商品等)を活用することを目的に設立された事業体への出資を想定している。	C	I	公立大学法人による出資の必要性が認められる場合には、設立主体たる地方公共団体が自ら出資することが可能であり、また、それによって特段の支障が生じるとは考えられない。	ただし、上記を踏まえてなお必要があれば、提案主体より出資財源、出資及び大学内の手続きその他の事項について詳細を御説明いただいた上で、再度検討することとしたい。	<p>「公立大学法人による出資の必要性が認められる場合には、設立主体たる地方公共団体が自ら出資することが可能であり、また、それによって特段の支障が生じるとは考えられない。」</p> <p>ただし、上記を踏まえてなお必要があれば、提案主体より出資財源、出資及び大学内の手続きその他の事項について詳細を御説明いただいた上で、再度検討することとしたい。</p>	C	I	<p>公立大学法人(平成15年法律第110号)第43条の規定は、余裕金の運用、つまり、資金の管理について定めたもの(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第35条において準用される)独立行政法人(通称特例法)規定(平成15年法律第103号)第47条と同様の規定がある。)であり、出資の是非と直接の関連はないものと考えられる。</p>	1 0 4 2 0 0	公立大学法人 大阪市立大学	大阪府	総務省 文部科学省		
040090	市町村合併に伴う流域下水道にかかる下水道法の要件緩和と健全な水循環の形成	下水道法第24条第3項、第3条第2項、市町村の合併の特例に関する法律第20条第1項、2項	合併特例法においては、流域下水道を管理している都道府県と合併関係市町村との協議が成立したときは、合併年度及びこれに続く10年度の範囲内で引き続き合併関係市町村の区域内の下水道を流域下水道とみなして下水道法の規定を適用できるとしている。	宇陀市は、奈良県東部山間中央の小盆地に位置し、中央部には昭和49年に多目的ダムとして完成した室生ダムを有し、奈良県室生水道が用水供給する市街81村の水源地となっている。宇陀川の水系は、当時異常豪雨が発生したことから断崖絶壁が、地域開発への影響等が安堵となって宇陀川流域下水道事業が計画された。しかし、当時の流域下水道事業の採択基準において、人口が3万人強では流域下水道としては成り立たなかったが、都市用水の供給量が10万トン強という但し書きにより採択に至った経緯から、流域下水道処理を導入し昭和三十九年度から供用開始している。宇陀市は、宇陀川流域下水道処理区域であった町に1村が加わる市町村合併により10年度間の措置であり、期間満了後は通常の公共下水道になると同時に汚水処理する観点だけのものであり、宇陀川流域下水道事業の採択におけるし書きの要件である都市用水供給という点については、まだ流域下水道事業として存続していくと考え、宇陀川流域下水道事業は、健全な水循環型社会の創出には欠かせない存在であり、また住民が安全で安心な水を飲むためには、三重県、京都府を通り木津川から淀川となって大阪湾へと流れる宇陀川流域の統合的水管理も必要とされなければならないことから、備の責務として流域下水道事業は行われなければならないと認識する。なお、現行法では二以上の市町村が受益する場合は県が公共下水道の管理者となる規定はあるが、水循環型社会の創出という大きな見地では単なる受益ということは次元が異なるものと考えられる。	-	-	合併特例法においては、流域下水道を管理している都道府県と合併関係市町村との協議が成立したときは、合併年度及びこれに続く10年度の範囲内で引き続き合併関係市町村の区域内の下水道を流域下水道とみなして下水道法の規定を適用できるとしている。	この規定は、提案主体が認めているとおり、流域下水道の建設・管理が市町村合併の支障とならないようにするためのものであり、合併特例法における他の特例措置と同様、合併関係市町村の行政運営を円滑にするための時間的な措置である。	管理コード120050において、国土交通省が本提案に対し、事務委託の手法について現行地方自治法で対応可能である旨を回答しているが、総務省としての意見を示されたい。	-	-	地方自治法第252条の14の規定に基づき、関係地方公共団体の議会の議決を経て行われる協議により規約を定め、事務を委託することは可能である。	1 0 3 8 0 0	宇陀市	奈良県	総務省 国土交通省		
040100	ポイントカード事業者による取組の支援	地方自治法第231条の2	◆地方自治法(昭和二十二年四月十七日法律第六十七号)(抄)(経路による収入の方法等) <p>第二百三十一條の二 普通地方公共団体は、使用料又は手数料の徴収については、条例の定めるところにより、経路による収入の方法によることができる。</p> <p>2 経路による収入の方法による場合は、経路の売りばき代金をつづて納入とする。</p> <p>3 経路による収入の方法によるものを除くほか、普通地方公共団体の歳入は、第二百三十五條の規定により金融機関が指定されている場合においては、政令の定めるところにより、口座振替の方法により、又は証券をもって納付することができる。</p> <p>4 前項の規定により納付された証券を当該経路の区域内又はその範囲内に滞留し、当該経路を完了した後に、又は当該経路が完了したとき、当該歳入は、はじめから納付が完了したものとみなす。この場合における当該証券の処分は、政令で定める。</p> <p>5 経路による収入の方法によるものを除くほか、普通地方公共団体の歳入については、第二百三十五條の規定により金融機関を指定していない市町村においては、政令の定めるところにより、納入義務者が当該経路を完了し、その証券の取得及び引き取り又は売却に必要となる納付の責任を負うことができる。</p> <p>6 普通地方公共団体は、納入義務者が、歳入の納付に関する事務を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち当該普通地方公共団体の長の指定した者(以下この項及び次項において「指定納付者」という。)が交付し又は付する政令で定める証券その他の物のほかは番号、記号その他の符号を提示し又は通知して、当該指定納付者に当該納入義務者の歳入を納付させることを承認することができる。この場合において、当該普通地方公共団体は、当該納入の納期にかかわらず、その指定する日までに、当該歳入を当該指定納付者に納付させることができる。</p> <p>7 前項の場合において、当該指定納付者が前項の指定する日までに当該歳入を納付したときは、前項の承認があつた時に当該歳入の納付がされたものとみなす。</p> <p>◆地方自治法施行令(昭和二十二年五月三日政令第十六号)(抄)</p> <p>指定納付者による歳入の納付</p> <p>第五十七條の二 地方自治法第二百三十一條の二第六項に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。</p> <p>一 地方自治法第二百三十一條の二第六項の規定により納入義務者に代つて歳入を納付する事務(次号において「納付事務」という。)を適切かつ確実に遂行することができる程度の基礎を有すること。</p> <p>二 その人的構成等からして、納付事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。</p> <p>三 地方自治法第二百三十一條の二第六項に規定する政令で定める証券その他の物のほかは番号、記号その他の符号を提示し又は通知して、特定の納入義務者から納入されるべき権利を譲渡し、又は特定の取引の提供を受ける者から有償で取引の提供を受けることができる証券その他の物のほかは番号、記号その他の符号とする。</p>	ポイントカードに付加価値を付けることにより、地域経済の振興に貢献することを目的とする。	<p>実施内容:</p> <p>「華加市商店連合事業協同組合が実施している『市内共通ポイントカード事業』」によって発行されるポイントカードが満了となった場合、納税や各種サービスに対して、当該カード(1枚500円)の使用を可能にする。</p> <p>なお、市民が市役所窓口へ持参した当該カードは現金として取り扱うのではなく、後日、当該カード使用相当分の現金を同組合から華加市へ納付する手法により取り扱われるとする。</p> <p>提案理由</p> <p>近隣市町における大規模商業地区の開発に伴い、市内に古くからある商店街の活性化が課題となっている。平成21年度から、同団体がポイントカードの発行を行い、地域経済の活性化に取り組んでいるが、当該カードに付加価値を付けることによって地域経済の更なる活性化を図るとともに、税等の支払い方法の多様化による納付の促進を期待するものである。</p> <p>なお、第三者納付としての立替型によるクレジットカード・納付が認められ、本提案も類似手法のひとつとして前向きに検討を願っていた。</p> <p>代位措置</p> <p>ポイントカード事業者からの納付不能が生じないよう、担保を確保する。</p>	C	-	「現行法においては、地方公共団体の歳入の収入は、規定により決定された収入金額を確実に徴収する観点から、現金による納付が原則とされており、それ以外の納付については、現金と同視しうるもの、つまり、即時換金性が認められる条件を満たすものについて、例外として認められているところである。具体的には、証券等による納付が認められているところ。なお、現金と同視しうるか否かの判断は、地方公共団体の裁量判断によるものでなく、客観的なものでなければならない。 <p>右提案者からの意見及び補足資料の内容を踏まえ、再度検討し回答された。</p> <p>なお、回答にあたっては、第9次提案に対する貴省回答を踏まえ、本提案の可否について具体的な意見を示されたい。</p>	<p>平成18年度第9次提案の「地方公共団体収入のポイントカード決済」(管理コード042002)に対し、貴省が「第三者が納入義務者の債務を引き受け、口座振替により地方公共団体の歳入を確実に徴収する場合には、現金による納付が原則とされており、それ以外の納付については、現金と同視しうるもの、つまり、即時換金性が認められる条件を満たすものについて、例外として認められているところである。具体的には、証券等による納付が認められているところ。なお、現金と同視しうるか否かの判断は、地方公共団体の裁量判断によるものでなく、客観的なものでなければならない。」と回答された。</p> <p>ご提案の内容が、地方自治法第231条の2第6項に規定するクレジットカード納付と同様のものとして認められるためには、ご提案のポイントカードが特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務の提供の事業を営む者から有償で役務の提供を受けることができる証券その他の物のほかは番号、記号その他の符号を有するものの特長を有することについて検討する必要があります(地方自治法施行令第157条の2第2項)。</p> <p>また、ご提案では、「華加市商店連合事業協同組合」が地方自治法第231条の2第6項に規定する「指定納付者」たる地位にあるとされているが、当該指定納付者の要件は、地方自治法施行令第157条の2第1項の規定により、①納入義務者に代つて歳入を納付する事務を適切かつ確実に遂行することができる基礎を有すること、②その人的構成等に照らし、納付事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有することとされている。また、本市の提案はポイントカードを現金と同視し得るものとして認めいただくのではなく、再度検討いたします。</p>	C	-	平成18年度第9次提案に対しての回答は、納入義務者の債務を引き受けた第三者が、現行制度上認められている「口座振替」により納付することは可能であることを示したものである。ご提案の内容が、地方自治法第231条の2第6項に規定するクレジットカード納付と同様のものとして認められるためには、ご提案のポイントカードが特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務の提供の事業を営む者から有償で役務の提供を受けることができる証券その他の物のほかは番号、記号その他の符号を有するものの特長を有することについて検討する必要があります(地方自治法施行令第157条の2第2項)。 <p>また、ご提案では、「華加市商店連合事業協同組合」が地方自治法第231条の2第6項に規定する「指定納付者」たる地位にあるとされているが、当該指定納付者の要件は、地方自治法施行令第157条の2第1項の規定により、①納入義務者に代つて歳入を納付する事務を適切かつ確実に遂行することができる基礎を有すること、②その人的構成等に照らし、納付事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有することとされている。また、本市の提案はポイントカードを現金と同視し得るものとして認めいただくのではなく、再度検討いたします。</p>	1 0 3 0 2 0	華加市	埼玉県	総務省		
040110	一般廃棄物処理業委託に伴う事務契約に関する規制の緩和	地方自治法第234条の3	◆地方自治法(昭和二十二年四月十七日法律第六十七号)(抄)(長期継続契約) <p>第二百三十四條の三 普通地方公共団体は、第二十四條の規定にかかわらず、要年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信設備の提供を受ける契約又は不動産賃借の契約その他の場合に定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその納付を受けるなければならない。</p> <p>◆地方自治法施行令(昭和二十二年五月三日政令第十六号)(抄)(長期継続契約を締結することができる契約)</p> <p>第四百六十七條の七 地方自治法第二百三十四條の三に規定する政令で定める契約は、要年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上要年度以降にわたり契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなものから、条例で定めるところにより、これを締結することができる。</p>	民間企業に特定の循環資源の継続的な搬出・保管および活用(以下「保管活用」という。)を委託する場合には、その契約を長期継続契約の対象とする。	一般廃棄物処理場から排出される焼却残渣に中間処理施設物の保管活用を民間企業に委託する場合には、地方自治法が条例で規定するところにより長期継続契約が可能とする。なお、この契約は、一般廃棄物処理場から物を別の場所に運び出して保管活用するものであり、毎年1月1日から役務の提供を受ける必要があるものである。	E	-	ご提案の地方公共団体と貴社との契約の内容について詳細は不明であるが、長期継続契約は、議会の議決を要する予算としての義務負担行為の例外として規定されるものであり、その対象は、明文で規定されているもののほか、地方自治法施行令第167条の規定により「要年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約」として長期継続契約の対象となる。したがって、ご提案の契約が上記の要件に該当するものであるれば、地方公共団体の判断により、運用することは可能である。	<p>ご提案の地方公共団体と貴社との契約の内容について詳細は不明であるが、長期継続契約は、議会の議決を要する予算としての義務負担行為の例外として規定されるものであり、その対象は、明文で規定されているもののほか、地方自治法施行令第167条の規定により「要年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約」として長期継続契約の対象となる。したがって、ご提案の契約が上記の要件に該当するものであるれば、地方公共団体の判断により、運用することは可能である。</p>	E	-	<p>ご提案の地方公共団体と貴社との契約の内容について詳細は不明であるが、長期継続契約は、議会の議決を要する予算としての義務負担行為の例外として規定されるものであり、その対象は、明文で規定されているもののほか、地方自治法施行令第167条の規定により「要年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約」として長期継続契約の対象となる。したがって、ご提案の契約が上記の要件に該当するものであるれば、地方公共団体の判断により、運用することは可能である。</p>	1 0 7 7 0	循環資源保管 活用型太陽光 発電特区	株式会社日水環境カナルシステム研究所	神奈川県	総務省	



管理コード	要請事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
040160	エタノール含有ガソリンを取り扱う給油取扱所に関する運用の緩和	危険物の規制に関する政令第3条第1号	給油取扱所において、ガソリンや軽油と同様にバイオエタノールを含有するガソリンのうちE3及びE10を含有するガソリンについては、給油することができる。	「揮発油等の品質の確保に関する法律」の規格を改めた上で、改正後の当該規格に適合し、販売されるE10(E20については、第四類第一石油類(消防法別表第一備考第十二号のガソリン)に該当し、給油取扱所で給油することができることを求める。	現在宮古島においては、製糖後の残渣糖蜜等を活用してバイオエタノールを生産し、これを燃料の一部として島内において利用するとともにバイオエタノールの生産の過程で生じる蒸留残渣について肥料又は飼料として島内の農畜産業において利用し、エネルギーの地産地消を通じた環境調和型の循環型社会のモデルの形成を目指す。「宮古島バイオエタノール実証事業」が進められている。当該実証事業においてはバイオエタノールは、主にガソリンに混合させて自動車の燃料として活用することとされている。現行制度においてはこうしたエタノール含有ガソリンについては、その含有の割合が3%であるもの(E3)までは使用が認められているが、これを超過するものはガソリンとしての使用が認められていない。一方、米国においては10%まで(E10)、ブラジルにおいては20から25%まで(E20-E25)ガソリンに含有することが認められ、実際にこうしたガソリンを燃料とした自動車が行われている。エタノールの使用については、これによる自動車、給油設備等の劣化等に関する課題が指摘されているが、我が国の一部の自動車企業が製造する自動車については、米国に輸出されたE10等を使用しても何ら問題が生じない構造となっており、指摘されている課題は技術的には既に解決済みであると言え、かかる状況下において、またグリーンノベーションを目指しているところ、E10等の使用が認められていないというは著しく合理性を欠くものであると考えられる。そこで、本特例措置についてまず実証事業が進められる宮古島において実験し、宮古島発で全国に展開することを提案するものである。	F	-	揮発油販売業者は、経済産業省所管の揮発油等の品質の確保等に関する法律第10条の規定により、揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第10条の揮発油規格に適合しないものを自動車用の燃料として消費者に販売してはならないとされている。再意見でご指摘のとおり、管理コード10050提案で経済産業省が「E10の現行の試験研究用自動車以外のE10対応自動車への使用を可能とするため、E10対応の車両及び燃料の規格内容について、平成22年度内に結論を得るべく検討を行っているところである。」と回答していることから、当該結論を踏まえ、経済産業省が揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則を改正しE10が揮発油規格に適合するまでに消防庁としては速やかに所要の措置を講ずる予定である。E20については、消防庁でのE10を給油取扱所で取り扱う場合の安全対策に係る検討結果を踏まえ、E10の給油に対して講ずべき措置に加え、流出したE20を施設外に排出させないために専用タンク等を設ける対策が必要と考えられる。現在までのところ経済産業省において、E20が揮発油規格に適合するよう揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則を改正するための検討は行われていないと承知しており、仮に揮発油等の品質の確保等に関する法律に基づく試験研究認定制度を活用し、「宮古島バイオエタノール実証事業」において自動車の燃料用の揮発油としてE20の使用が認められる場合には、消防庁はそれまでの間に速やかに所要の措置を講ずる。	右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。なお、回答にあたっては、E10及びE20を給油することができる必要の措置を講じる時期について明示された。	貴省ご回答においては、E10及びE20を給油することが出来るよう所要の措置を講じる予定であることであるが、その時期について教示された。なお、管理コード110050提案で「E10の現行の試験研究用自動車以外のE10対応自動車への使用を可能とするため、E10対応の車両及び燃料の規格内容について、平成22年度内に結論を得るべく検討を行っているところである。」と経済産業省より回答があったところであるが、貴省ご回答にある「揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則により「宮古島バイオエタノール実証事業」でE10を自動車用の燃料用の揮発油として消費者に販売することが可能とされる際には」とは、揮発油等の品質の確保等に関する法律に基づく試験研究認定制度を活用してE10の使用が認められる場合だけでなく、揮発油等の品質の確保等に関する法律に基づく試験研究認定制度を活用してE20の使用が認められる場合だけでなく、揮発油等の品質の確保等に関する法律に基づく試験研究認定制度を活用してE20の使用が認められる場合においても教示された。	F	-	前回は回答したとおり、消防庁ではE10について給油取扱所で取り扱う場合の安全対策に係る検討を継続しているところである。揮発油販売業者は経済産業省所管の揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第10条の揮発油規格に適合しないものを自動車用の燃料として消費者に販売してはならないとされている。再意見でご指摘のとおり、管理コード10050提案で経済産業省が「E10の現行の試験研究用自動車以外のE10対応自動車への使用を可能とするため、E10対応の車両及び燃料の規格内容について、平成22年度内に結論を得るべく検討を行っているところである。」と回答していることから、当該結論を踏まえ、経済産業省が揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則を改正しE10が揮発油規格に適合するまでに消防庁としては速やかに所要の措置を講ずる予定である。E20については、消防庁でのE10を給油取扱所で取り扱う場合の安全対策に係る検討結果を踏まえ、E10の給油に対して講ずべき措置に加え、流出したE20を施設外に排出させないために専用タンク等を設ける対策が必要と考えられる。現在までのところ経済産業省において、E20が揮発油規格に適合するよう揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則を改正するための検討は行われていないと承知しており、仮に揮発油等の品質の確保等に関する法律に基づく試験研究認定制度を活用し、「宮古島バイオエタノール実証事業」において自動車の燃料用の揮発油としてE20の使用が認められる場合には、消防庁はそれまでの間に速やかに所要の措置を講ずる。	宮古島バイオエタノールプロジェクト	1 0 7 6 3 0	「機」三井物産戦略研究所	東京都	総務省
040170	地方独立行政法人に係る公務員から非公務員への移行の促進化	地方独立行政法人法第8条第3項	地方独立行政法人法第8条第1項第5号において、定款に「特定地方独立行政法人又は特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人の別」を定めることとされており、同条第3項において、この規定事項は変更することができないとされている。	①現状 大阪府立病院機構は組織マネジメントの強化や地域医療へのより一層の貢献を進めるため、公務員型から非公務員型への移行を目指している。 ②問題点 府立病院機構は医療観察法機構の指定を受けるため、公務員型として設立されたが、現在は省令改正により非公務員型でも医療観察法機構の運営が可能となっている。しかし、地方独立行政法人法では公務員型から非公務員型への移行は認められていないため、一旦公務員型法人を解散させた上で、再度非公務員型法人として設立する方法をとらざるを得ない。この方法では診療行為の一時中断を余儀なくされ、患者へ多大な迷惑をかけることになるので、非公務員型への移行は困難となる。国の独立行政法人を非公務員化する際は個別に法律改正を行っており、解散・新設のしやすさをとる必要があるが、地方独立行政法人のみ解散・新設の必要性について、合理的な根拠がある場合は、具体的に示された。 ③解決策 公務員型から非公務員型への定款変更を認める。 ④効果 非公務員化により、柔軟な給与制度の構築が可能となり、優秀な医療人材の確保ができるなど、病院機構の組織マネジメントの強化が図られるとともに、地方公務員法上の規制がなくなるため、病院機構の職員が企業や大学との共同研究に従事しやすくなり、新しい医薬品や医療機器の開発への貢献が期待できる。	地方独立行政法人法では、特定地方独立行政法人(公務員型)と一般地方独立行政法人(非公務員型)の法人区分変更は認められていない。法人区分についての定款変更の規制を緩和し、公務員型から非公務員型への移行を認める。	C	I	地方独立行政法人の設立に当たり、労働基本権の制限を伴う特定地方独立行政法人にするか否かの判断を慎重ならしめることとするため、特定地方独立行政法人が否かの別について定款を変更することはできないこととする。 特定地方独立行政法人が否かの別を定款で定めることとするのは、職員自身の意思はもとより業務運営のあり方、個々の職員の区分等に關する極めて重要な要素であることにかんがみ、設立団体が安易に判断することがなされることにならないよう、定款の必要記載事項とすることにより、慎重な手続を担保するためであり、国と地方で制度が異なることである。	右提案者からの意見及び補足資料の内容を踏まえ、再度検討し回答された。なお、回答にあたっては、国と地方の制度が異なる合理的な根拠を明確に示された。	F	I	特定地方独立行政法人にするか否かの判断を慎重ならしめることとしているという地方独立行政法人法第8条第3項の趣旨に加え、大阪府立病院機構を非公務員化する理由として掲げられた指定医療機関に係る省令改正については、医療観察法第15条の規定との関係につき厚生労働省と平成23年度中に協議を終え、その結果を踏まえ対応する。 なお、国と地方の制度が異なる理由は、第1次回答のとおりである。	大阪府	大阪府	総務省			